

平成 19 年 12 月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成19年12月11日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第98号 太宰府市女性センター・ルミナスの指定管理者の指定について  
日程第2 議案第99号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について  
日程第3 議案第105号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について  
日程第4 議案第106号 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について  
日程第6 議案第108号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第7 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
日程第8 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第9 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願  
日程第10 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	松永栄人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	市民課長	武藤三郎
環境課長	蜷川二三雄	人権政策課長	津田秀司
福祉課長	新納照文	高齢者支援課長	古野洋敏
国保年金課長	木村裕子	子育て支援課長	花田正信
保健センター所長	和田敏信		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	浅井武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ただ今から、環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、指定管理者の指定2件、条例の廃止1件、条例の改正1件、補正予算4件、請願1件、意見書1件です。

その他、1件の陳情が当委員会に送付されています。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第98号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について

日程第2 議案第99号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

委員長（中林宗樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 意義なしと認め、日程第1、及び日程第2を一括議題とします。

なお、説明後の質疑につきましては、議案ごとに行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議案第98号、及び議案第99号について、順に執行部の補足説明をお願いします。

人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 議案書の19ページをお開きになっていただきたいと思っております。

議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

条例において、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例があります。この条例第5条に公募によらない指定管理者の候補者を選定することができることと規定されています。このことから女性センタールミナスの指定管理者において、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団へ平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間にわたり引き続き指定管理者に選定いたしたく地方自治法第244条の2第3項の規定によりご提案しているところでございます。その理由といたしましては、財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績があること、2つ目は、女性センタールミナスにおいて資格取得事業、就業支援事業、趣味教養事業、男女協働参画事業など多種多様な事業を行って市民の活動拠点の役割を果たしておるところであります。こうした各種事業を運営していくにはこれまで培ってきた経営のノウハウ、実績を持っている財団法人太宰府文化スポーツ振興財団を指定することが今後ともこれら事業の運営を円滑に運んでいただけるものと思っております。よろしく願い申し上げます。

関連いたしまして、予算書の5ページをお開きになっていただきたいと思っております。第3表の

ところに債務負担行為補正をあげております。その下から2行目の女性センタールミナス指定管理料の債務負担行為の補正をさせていただいております。これは、先ほど説明申しました思案第98号で「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」に関連いたしますのでここでご説明申しあげます。平成20年度から平成21年度とさらに2年間の延長をすることで限度額3,438万4千円を債務負担行為として計上するものでございます。よろしくお願い申しあげる次第でございます。

委員長（中林宗樹委員） 次、議案第99号。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） それでは、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申しあげます。

太宰府市立老人福祉センターにつきましては、老人福祉法第15条第5項の規定に基づきまして設置しているところでございます。内容といたしましては、お年寄りのふれあいの場、また教養の場、そして健康福祉の増進の場として、現在のところ年間2万人弱の利用者がセンターにつどっているところでございます。その中で、特に、老人福祉センターにつきましては、社会福祉協議会というところが、最もお年寄りに関する健康増進、ふれあい、見守り等で深い関係があるところでございます。そういう状況も勘案いたしまして、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、設置目的に沿った効果的な管理運営を行うために、平成18、19年度も社会福祉法人社会福祉協議会に指定したところでございますけれども、今回も3年間、平成20年から平成22年までを、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会へ指定管理者の指定を行うものでございます。

それと合わせまして、補正予算書5ページ第3表の債務負担行為補正につきましてご説明申しあげます。表の一番上にありますが、老人福祉センター指定管理料、平成20年度から平成21年度、限度額として2,274万円を補正させていただくものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 以上で説明は終わりました。

それでは、まず、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは、議案第98号の質疑は終わります。

次に、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

副委員長（安部 陽委員） まず議案第98号と99号の補正予算書の債務負担行為補正の予算を

見ますと、老人福祉センター指定管理料が2,274万円、女性センタールミナス指定管理料が3,438万4千円と約1,200万円の違いがあるわけですね。開閉時間だとか、そういうことはある程度同じではなかろうかと思いますが、約1,200万円の違いということは特徴があるだろうと思うのですよね。先ほど説明されたように文化関係の催しものをいろいろやられるから講師の関係とかいろいろあるのではないかと思います、その点の違いを説明してください。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長

人権政策課長（津田秀司） 老人福祉センターと比較はできないかもしれませんが、女性センタールミナスの指定管理料としては、大きく3つに支出が分けられると思います。一つは、職員が4名おります人件費です。2つ目は、館内の光熱水費。そして、各種講座、講演、実践教室等を行っておりますので、そういった講座に対する謝金。この3本が大きなものになっているところであります。これは、従来からこの形できておりますので、今までとそんなに変わらない金額となっております。

（安部 陽委員「はい、分かりました。」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第98号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 次に、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います

討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 99 号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 99 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時11分

~~~~~

日程第 3 議案第105号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 3、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) 「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」をご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、平成 1 1 年から設置しておるところで、その段階で 4 市 1 町の協議の結果、事務局の持ち回りという形で行っております。平成 1 1、1 2 年度が春日市、平成 1 3、1 4 年度が筑紫野市、平成 1 5、1 6 年度が大野城市、平成 1 7、1 8 年度が太宰府市、それで平成 1 9、2 0 年度が那珂川町ということで、太宰府市の当番が平成 1 8 年度で終わりましたので、今回この条例を廃止するものでございます。

以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 105 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 105 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時13分

~~~~~

日程第 4 議案第106号 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 4、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

市民課長。

市民課長（武藤三郎） 議案書の 5 3 ページ、それから新旧対照表の 4 ページをお願いします。

今回改正いたします件につきましては、今まで住居表示審議会委員を福岡法務局筑紫支局と太宰府郵便局から各 1 名委嘱する関係で、「関係行政機関の職員 2 人」と定めておりましたが、今年 1 0 月 1 日に実施されました郵政民営化によりまして、郵便局が民営化されたことによりまして、行政機関ではなくなりましたので、条例の整備を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 106 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 106 号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時15分

~~~~~

日程第 5 議案第107号 平成 1 9 年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 5、議案第107号「平成 1 9 年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。歳出の補足説明において、歳

入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

なお、各款の職員給与費関係については、総務文教常任委員会の所管となりますので、当委員会での審査は行いません。

それから、執行部をお願いいたします。今回の補正において入札減、不用額、執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行ってください。

それでは、補正予算書20ページをお開きください。

20ページから23ページまでの3款民生費、1項社会福祉費についてですが、20、21ページの1目社会福祉総務費の特別会計関係費から、22、23ページの8目後期高齢者医療費までを順に執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 21ページ3款1項1目の社会福祉総務費の特別会計関係費391万5千円でございますが、これは、国民健康保険特別会計の職員給与及び出産育児一時金の補正に対する繰り出し金となっております。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 福祉課長。

福祉課長(新納照文) 関連してご説明いたします。

財源の内訳の欄をご覧いただきたいと思いますが、財源内訳の特定財源の中に、その他1億5千万円の繰入金というのがございます。これは、基金からの繰入金でございます。歳入の15ページをお開きください。

15ページの一番上にございます地域福祉基金繰入金ということで、1億5千万円を歳入として基金の方から繰り入れをいたします。同額を先ほどの20ページでご説明しましたように1億5千万円の財源として充当を行うということでございます。以上でございます。

委員長(中林宗樹委員) 2目の説明をお願いします。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) 2目老人福祉費、在宅老人対策費をご説明申し上げます。

まず、13節委託料でございますけど、緊急通報システム委託料。84万8千円の減額です。この原因につきましては、利用者が当初より減になったことが主な原因でございます。

続きまして給食サービス事業委託料376万7千円の減額です。この件につきましても、利用者の減に伴うものでございます。給食サービスにつきましては、歳入の方もございますので合わせてご説明申し上げます。歳入11ページ、12款2項の中の2目民生費負担金で344万7千円を減額しているところでございます。

19節負担金、補助金及び交付金の介護予防・生きがい活動支援補助金17万円の減でございます。これも回数が減じたために減額をしております。同じく、太宰府住みよか事業費補助金60万円の減です。これも利用者の減に伴うものでございます。この件につきましては、歳入の13ページに15款県支出金2項2目1節の上から2番目福岡住みよか事業費補助金が県より2分の1の補助金が出ます。ここで30万円減額しているところでございます。

20節扶助費、緊急通報装置給付費これにつきましては、290万9千円を減額しております。これは、利用者の減と、装置を新規で購入してはりましたが、新規の分が余った場合それを再利用して設置するようにしましたので、それに伴うものが減額になっております。

続きまして敬老会関係費でございます。19節敬老祝金につきましては、実績で31万円の減額、敬老会費につきましても11万2千円を減額しているところでございます。

老人クラブ関係費、19節老人クラブ補助金につきましては、当初の見込みより団体が減りましたので、26万円を減額しております。これにつきましては、歳入も関連しておりますので、13ページ15款県支出金2項2目1節の上から3番目ですが、老人クラブ助成事業費補助金。これは県から3分の2が補助されていますが、ここで6万2千円を減額しているところでございます。

高齢化社会対策費、14節会場借上料ですが、減免規定の見直しに伴いまして、28万1千円を減額しているところでございます。

それから特別会計関係費、28節、介護保険事業特別会計繰出金を2万4千円増額しておるところでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） それでは、3目4目につきましては、歳入と歳出が行ったり来たりして参りますので、歳出の方をまとめてご説明させていただいて、関連する歳入もまとめて説明させていただきたいと思っております。

まず、3目の障害者対策費でございますが、13節、福祉タクシー運営委託料でございます。ご存知のとおり11月からタクシーの初乗り運賃が値上げになりまして、それに伴う補正でございます。590円から660円に値上げをされました。それにより33万円の補正増ということをお願いしたいと思っております。

4目につきましては、20節につきましては、単なる組み換えでございます。介護・訓練等給付費の1,200万円の減額でございますが、次の23ページをご覧くださいと思えます。地域生活支援事業関係費の13節、移動支援事業委託料1,030万5千円というのがございます。ここに一部持ってきまして、そしてもう一つ自立支援医療費支給関係費の20節、扶助費に200万円、合わせまして1,230万5千円に組み替えさせていただきます。したがって、1,200万円の組み換えでございますので、30万5千円の増の補正という形になります。

それから、もう一度21ページに戻っていただきまして、一番下の身体障害者・児補装具給

付費でございますが、700万円の減でございます。これも組み替えをいたしまして、23ページの地域生活支援事業関係費の20節、日常生活用具給付等給付費でございます。この中に同額700万円を組み替えさせていただいているところでございます。

続きまして、13節、地域活動支援センター事業委託料がございますが、750万円の減額をさせていただいております。これは当初障害者自立支援法の中で、支援センターを設置する事業所が出てくることを想定いたしまして計上しておりましたが、今の段階では、手を挙げているところはありません。したがって、これから手を挙げても年度内には設置は難しいという判断をいたしまして全額の減額をするものでございます。

障害者在宅福祉関係費の20節であります。難病患者等給付費が若干増えておりまして、人員増と捉えていただければよろしいかと思っております。17万円の増でございます。

それから、歳入の説明をまとめて説明させていただきたいと思っております。

歳入11ページをご覧ください。

まず、14款国庫支出金1項1目1節、社会福祉費負担金の自立支援医療給付（更生医療）費負担金は100万円の増額です。歳出23ページの一番上の欄の20節、自立支援医療（更生医療）給付費200万円の支出の2分の1が国の負担ということになっておりますので、ここでは100万円の歳入ということになっております。

それからすぐ下の障害者自立支援給付費負担金600万円減額につきましては、歳出21ページの一番下の欄の20節、介護・訓練等給付費1,200万円の減額でございます。これも国の分として2分の1の600万円の歳入減とさせていただいております。

そして、その下ですが、身体障害児・者補装具給付費負担金が、350万円の減額になっております。これにつきましては、歳出同じく21ページの一番下の欄の20節、身体障害児・者補装具給付費が700万円の減額になっておりますが、その2分の1の350万円の減額をここに計上しておるところでございます。

次に、13ページの14款国庫支出金2項1目1節、社会福祉費補助金の中で地域生活支援事業費補助金753万9千円の増額がございます。これは23ページの3款1項4目地域生活支援事業関係費の中で合計したものでございます。これは統合補助と言いまして国の方からの指定がございますので、一括して補助金として上げるという仕組みになっております。従いまして国からは、3月までをすべて見込みまして、暫定的なものでございますが、753万9千円の歳入を見込んでいるところでございます。それに伴うところの補正でございます。合わせまして、県からも補助が入ります。13ページの15款県支出金2項2目1節、社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金がありますが、これが県の方からの統合補助でございます。先ほども申しましたとおり3月末までを見込んだところで376万6千円の増額で補正していただきたいと思っております。

それから、戻りますが、15款県支出金1項1目8節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金の300万円の減額につきましては、21ページの3款1項4目20節介護・訓練

等給付費の1, 200万円の減額のうち4分の1が県の補助でありますことから、300万円をここで減額させていただいております。

同じく自立支援医療給付(更生医療)費負担金につきましては、23ページの3款1項4目20節の自立支援医療(更生医療)給付費の4分の1ということで、50万円の減額としております。

同じく、身体障害児・者補装具給付費負担金でございますが、この件につきましては、制度改正がございまして、今までは県の負担金はなかったのですが、今回から4分の1が負担されることに決定いたしまして、その改正に伴います増額でございます。ここに326万8千円の件負担金として掲げさせていただいております。

それから、15款2項2目1節の心身障害者扶養共済掛金補助金でございますが、これは県の方から2分の1を補助金としていただいておりますけれども、県の補助金の見直しにより、将来的には県の補助はないということで進めているようでございます。今年度におきましては、ほんのわずかで38万1千円の減額になりますが、当初の金額が50万円程度の額でありましたので、かなり大幅な減額となっております。全国的な動きであります。今後はこの補助金はなくなる方向で動いているということでございます。

同じく、難病特別対策推進事業費補助金でございますが、先ほど申しあげました23ページの3款1項4目20節の難病患者等給付費の17万円増額の4分の3がここで補助金として入ってきます。

同じく、地域生活支援事業費補助金につきましては、先ほど定率ということで説明いたしましたとおりでございますので統合補助金として考えていただいて結構だと思います。

以上でございます。

委員長(中林宗樹委員) 8目、国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 22ページ23ページの8目後期高齢者医療費ですが、後期高齢者医療関係費217万7千円を計上させていただいております。これは、来年4月から始まりまず後期高齢者医療の実施に要する費用でございますが、そのうち印刷製本費16万2千円につきましては、納付通知書を4月に入りましたら初旬に送らせていただく予定ですので、そのための窓あき封筒を印刷いたします。郵便料は3月の中旬以降になると思いますが、各被保険者に保険証を配達記録で送らせていただきますので、その郵便料となっております。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

委員(藤井雅之委員) 8目の後期高齢者医療費について関連してお伺いしたいのですが、今、納付書の通知と保険証の郵送ということでこの予算を上げたと言明がございましたけれども、その後、対象になる方への、例えば行政区ごととかでの説明会とかをされる予定はないのでしょうか。予算に見当たりませんので確認させてください。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 行政区ごとの全地域的な説明会は予定いたしておりません。なぜかと申しますと、後期高齢者医療制度そのものが、今までありました老人医療の制度をほぼそのまま後期高齢者として運用していくことになっております。まったく新しい制度ではないということと、時間的なことを含めまして全地域の地域説明会ということは予定いたしておりません。それに代わりまして、各被保険者ごとにダイレクトメールで分かりやすく解説されたパンフレットをお送りしたいと思っております。説明会を希望される団体、地区がありましたら、出前講座という形で準備しておりますので、ご希望に添えるように説明会は開催したいと考えております。

委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 要望にとどめますけども、今言われた出前講座は、住民が主催になるのか、市が主催になるのかということ恐らく住民の方になってくるかと思うのですが、冬場の寒い時期になってきますし、対象者が75歳以上の高齢者になってきますので、そこらへんの体の面の配慮だけは市の方でも気に掛けておいていただきたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 2目の20節、扶助費の中の緊急通報装置給付費の説明で装置の再利用ということをおっしゃられたのですが、具体的にどういうことなのでしょう。ご説明いただけますか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 緊急通報装置のシステムは、電話機みたいなものですが、一台一台設置をしておりました。今年度業者とも協議をして、何年か使うと思いますが、古くなったものをきれいに再利用できるそうなのです。というかたちで、新品は5万3千円ぐらいなのですが、再利用すれば、その費用が8千円弱ぐらいで、相当効果がありますし、これも一つは個人負担の部分と市の負担、所得によって違いますので、まったく個人で買う場合は、新品でよければ個人で買えばよいのですが、市が負担する部分につきましては、今後、環境面も考慮して再利用を優先するかたちで取り組んでいるところでございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員

委員（安部啓治委員） ということは、不要になった方を引き上げてきてリニューアルするということですね。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） はい。そういうことです。リニューアルするということです。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 2目の老人福祉費の13節委託料のところですけども、給食サービス事業委託料が利用者の減少ということでしたが、これは、実数が減ったのか、あるいは当初の見込みから実数が少なかったから減額されたのかどちらかということと、もし実数が減っているということでありましたら、何人ぐらい減ったをお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 現実的には、今言われたとおり原因は2点あります。一つは実数が減った部分も現実的にございますし、当初の部分で若干大目に見込んでいたところがございます。手配数としましては、基本的に平成17年度が5万4千食、平成18年度が4万6千食、平成19年度は見込みですが、約4万6千食でいたい同じぐらいになるのですが、手配数が減ってきたということと、原因は民間に頼まれる方も多くなっており、民間に移行していているかたちもあるようです。民間の方は、何十円か高いみたいですが、内容が違うということです。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） もう一点ですけども、8目の990後期高齢者医療関係費の件ですが、これは、4月から移行するというので、各自治体で費用負担が出てくるということで、全国議長会で、後期高齢者医療制度に関する財政支援措置等についてという要望を出しているのですが、今期は何ら国の方からの支援はなく、一般財源で負担しているのかお伺いします。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 国の補助につきましては、基本的に医療給付費の1割を各被保険者の保険料で賄い、5割は公的な国県市で賄い、残りの4割を各被用者保険が賄うという仕組みになっておりますので、国の補助につきましては、5割のうちの4対1対1という割合で4を国が負担するという仕組みになっています。あとシステム改修などいろんな費用が掛かっておりますが、国の補助金としての制度はありますので、その分の費用も国として負担しているところですよ。

（不老光幸委員「分かりました。」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 21ページの3目の障害者福祉都市推進費の13節委託料として、福祉タクシー運営委託料で11月より初乗りが590円から660円に変わったということですが、個人タクシーは値上げしてありませんが、どこの分で上がったということで計上されたのかを説明してください。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これは委託料でございまして、すべてが該当するものではありません。

福岡市のタクシー協会に登録をしている方、業者、個人も含めてですけれどもそれぞれの業者さんが全部で110社ほどございます。そちらの方の業者さんだけが該当するということになりますので、乗るタクシーについて限定されます。通用するところとしないところがございしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 21ページの老人クラブですが、これは団体減となっておりますが、結局50名以上でない一つのクラブとして認められないというような規則があると思いますが、2,3人欠けたからといってそのクラブを認めないということは、高齢者の健康づくりとか、認知症などを考えたときには、もう少し何らかの形で存続させるべきではないかと思われまます。老人クラブの組織にお願いをしていると思いますが、例えば自分の趣味を生かしたいという人は、60歳前から入れて、クラブの活性化につながるようなことができないものかと考えるのですが、やはり60歳でないとだめだという認識をお持ちであるのかどうか、若い人を取り込んで新しい空気を入れ込むという方策が取れないものか、その点検討をお願いしたいと思います。高齢者支援課長の考え方をお願いします。

高齢者支援課長（古野洋敏） 老人クラブについては、人数ということもあるのですが、基本的に全国的なレベルで、老人クラブの加入者が増えていかなければいけないのですが、現実的に1割2割減少してしまっていて、これは全国的な傾向です。太宰府市も実際、長寿連の会長とも相談したのですが、例年1割強減少になっているという現状の中で、1部伍1団体がなかなかできないということを長寿連の会長から聞いております。会長曰く、老人クラブ、イコール、ゲートボールをする人が集まっているという意識が強いらしいのです。今後、行政と長寿連が一緒になって老人クラブの活性化と言いますか、PRと言いますかそういう部分を含んで、考えていかななくてはならないと思います。現実的にいきますと老人クラブの人員は増えていかなってはいけないのですが、なっております。厚生労働省も重い位置づけをされているみたいです。そういうことで、今、安部陽委員が言われました部分も含めて、今後行政で長寿連と連携しながら老人クラブの活性化、増員に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） それでは、次にいきます。

次に、22、23ページの2項：児童福祉費について、2目：児童措置費、5目：乳幼児医療対策費を、順に執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長（花田正信） 3款2項2目20節扶助費の児童手当でございますが、3歳以上小学校修了前の児童及び特例給付の対象者、児童が転入・出生などの理由により増加したため追加補正させていただくものでございます。併せまして歳入の方でございまして、11ページを見ていただきたいと思います。14款1項1目5節6節7節の追加補正でございまして、歳出予算の追加に伴いますそれぞれの国庫負担金について追加補正させていただくものでござい

ます。12、13ページでございますが、15款1項1目の4節5節の県費負担金でございますが、これも国庫負担金と同様に歳出予算の追加に伴いまして増額補正をするものでございます。なお、特例給付児童手当につきましては、全額国庫負担の事業となっておりますので、県費負担の追加補正はございません。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） それでは、5目、国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 5目乳幼児医療費を1,404万円増額補正させていただいております。これは、医療費の増加に伴う補正となっております。13ページの歳入予算をお願いします。15款県支出金の2項2目民生費県補助金でございますが、2節の乳幼児医療費補助金702万円を計上しております。県補助金として2分の1の補助となります。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは、次にまいります。

少し戻りますが、18、19ページにお戻りいただきまして、2款総務費4項戸籍住民基本台帳費2目住居表示費について、執行部から補足説明を求めます。

市民課長。

市民課長（武藤三郎） 来年、平成20年度に実施予定にしております第16次の住居表示整備事業、これは、大字吉松、大字向佐野の一部約43ヘクタール、約800世帯の住居表示をします関係上、来年2月に住居表示審議会を開催予定しております。その審議会委員の報酬及び費用弁償を4万5千円今回増額補正計上させていただいたものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 補足説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 今回、大佐野、吉松、向佐野。これ町名がついてやったのですね。

吉松の一部というのは、どの辺が未整備になるのですか。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（武藤三郎） 高速道路から西側でございます。高速道路から通称5号線の中の吉松区全体です。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。なければ次にいきます。

次に、24、25ページの4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、3目し尿処理費について、執行部からの補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長（蛭川二三雄） 塵芥収集関係費の委託料、塵芥収集運搬委託料につきましては、一般家庭からの塵芥収集運搬委託料が当初見込みの世帯数より増える見込みとなりましたこと、南

部清掃工場のトラブル等で西部清掃工場、臨海清掃工場への搬入台数が増えたこと、また、蛍光管、電池の回収回数が増えたこと、一方、リサイクルボックスの回収では、設置箇所の減少に伴いまして減ります。トータルで326万2千円を増額補正させていただくものでございます。次に、3目し尿処理費のし尿処理関係費19節の両筑衛生施設組合負担金につきましては、負担金額が983万7千円に確定したことにより、316万3千円の減額補正でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 以上で歳出を終わります。

次に、10ページから15ページの歳入に入ります。

先ほど歳出審査の中で説明していただきました項目以外で補足説明がありましたらお願いします。

ないようですので、以上で、歳入を終わります。

次に、5ページの「第3表 債務負担行為補正」追加の表中「老人福祉センター指定管理料」「女性センタールミナス指定管理料」については、先ほど所管課長から説明がありましたので、補足説明と質疑は省略します。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第107号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時54分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ここで、11時10分まで休憩とします。

（休憩 午前10時54分）

~~~~~

(再開 午前11時10分)

委員長(中林宗樹委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(高齢者支援課長「委員長。」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) 高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) 先ほど、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」の補足説明の中で、期間を誤りまして、3年間と表現していましたが、期間が平成20年4月1日から平成22年3月31日までですので、2年間の誤りですので、ここに訂正してお詫び申し上げます。

~~~~~

日程第6 議案第108号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

委員長(中林宗樹委員) 日程第6、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

補正予算書44ページから49ページにおける主な内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) まず、歳出予算の方からご説明させていただきます。

46ページ、47ページをお願いします。

まず、1款1項1目一般管理費、職員給与費ですが、人事異動及び人事院勧告に伴う補正となっております。歳入予算の45ページをお願いします。7款1項1目一般会計繰入金、ここに、職員給与費等繰入金111万5千円を受け入れております。

次に、歳出の庶務関係費ですが、70歳以上の窓口負担が、来年の4月から2割に変更される予定で進んでおりましたけれども、これが、1割負担に凍結されました。それに伴いまして高齢受給者証の差し替えが必要になりましたので、その印刷製本費と郵送料を計上しております。

次に保険給付費ですが、2款1項一般被保険者の療養費、及び2項1目一般被保険者の高額療養費につきましては、それぞれ不足が生じる見込みでありますので、その不足額を307万5千円、及び1,163万8千円という形で補正を計上させていただいております。

それに対しまして、2項2目退職被保険者等高額療養費は、予算が余る見込みがありますので、1,163万8千円を減額補正とさせていただいております。

次のページ、48、49ページです。出産育児一時金、これは、年度末までに不足が生じる見込みでありますので、12人分420万円を補正しております。

3款の老人保健拠出金及び9款の償還金はそれぞれ決定通知による補正でございます。

以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第108号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時13分

~~~~~

日程第7 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について  
委員長(中林宗樹委員) 日程第7、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正  
予算(第2号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書58ページから61ページにおける主な内容について執行部からの補  
足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 60ページ、61ページの歳出予算からお願いします。1款総務費、  
1項総務管理費、1目一般管理費の職員給与費。この分につきましては、先ほどの国民健康保  
険事業特別会計で申しあげましたとおり、人事異動と人事院勧告の実施に伴う補正となってお  
ります。

2款の医療諸費でございますが、これは、歳入予算に関連がございますので、58、59ペ  
ージの歳入、3款県支出金、1項県負担金、1目医療費県負担金に、232万6千円を計上し  
ておりますけれども、これは過年度分の精算による追加交付となっております。その分の歳入  
もありましたので、2款医療諸費の財源の組み替えということで、実質的に予算計上額はあり  
ませんが、財源の組み替えだけ232万6千円の組み替えをさせていただいております。

以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第109号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時15分

~~~~~

日程第8、議案第110号平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

委員長（中林宗樹委員） 日程第8、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業 特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書70ページから73ページにおける主な内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 72、73ページの歳出の方から説明いたします。

関連いたしますので、一緒に歳出と歳入を説明させていただきたいと思います。

まず、1款1項1目一般管理費、職員給与費2万4千円の補正でございます。これは、先ほどから説明されていますけれど、人事院勧告の条例改正の関係と10月1日の人事異動に伴うものでございます。

次の庶務関係費、4,394万3千円。これに関しましては、国県の精算金、介護給付に関する国県の精算返還金と地域支援事業の精算返還金を補正させていただいております。

歳入70、71ページですが、6款1項4目その他一般会計繰入金、職員給与費の2万4千円を補正させていただいております。

7款繰越金として、精算返還金の関係ですけど、4,394万3千円を繰越金として補正させていただいております。

続きまして、歳出2款保険給付費、これに関しましては、財源の組み換えでございます。地域密着型介護サービス給付費、2,092万6千円の補正でございます。5目施設介護サービス給付費2,146万6千円の減額補正です。これは、当初施設介護サービス給付費の方が多いと予測していたのですが、19年度は、地域密着型という形で9施設ありますが、そこへの入所者が増えましたので組み替えをさせていただいております。

続きまして、2款2項5目の介護予防福祉用具購入費、54万円を補正させていただいております。この件につきましては、福祉用具関係の利用者が増えてきたという中で増額させていただいております。

以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 福祉用具が増えてきているとおっしゃいましたが、どういう用具が増えてきているのですか。

ひとつ、ふたつでいいですよ。大体似たり寄ったりでしょうから。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 内容によって違いますが、ベッド関係もございませぬ。それから車椅子関係等ございませぬ。これは、介護の要支援、要介護でまた貸付の用具も異なってきますが、やはり太宰府市にあります2箇所の地域包括センターという形の中で、普及PRが行き届いた結果だと思っておりますので、広報でも掲載していますが、十分な効果がありませんでしたが、やはり地域の人または地域包括センターのヘルパーさんの関係で介護用具が増えてきているという状況でございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 要望しておきます。高齢者が多くなってきてこのような用具等も必要に迫られてのベッドとか車椅子というのはよく分かりますが、足腰を鍛えればかなり違ってくると思っておりますので、各地域に回られて、例えばペットボトルで軽い体操をさせたり、そういうものに目配り気配りされたらかなり違ってくるのではないかと思いますので、研究して来年度予算は介護保険が減るような方向付けをお願いしておきます。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 今、安部陽議員が言われました、地域の分は基本的に老人クラブと連携をとりながら要請があれば、市と保健センターが連携して健康の面、栄養の面、口腔の面と今3つが大きな柱になっておりますので、その分野に分けて月1、2回は地域に足を運んでそういう教室は実施しているところでございませぬ。また、今後それをさらに普及していかなければならないと考えているところでございませぬ。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第110号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時21分

~~~~~

日程第9 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願

委員長（中林宗樹委員） 日程第9、請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

ここで、提案者の藤井雅之議員がおられますので、先日本会議で趣旨説明がありましたが、これについて補足説明はありますか。

藤井雅之議員。

委員（藤井雅之委員） 請願について、私も一言補足をさせていただきますけれども、この後期高齢者医療制度の問題に関して9月議会が終了しましてから、太宰府市内の老人会を回らせていただきましたけれども、会長さんのお宅を回らせていただきましたけれども、どこでもそんな制度が始まるのは知らなかったというのも反応で返ってきましたし、あと、医療費が上がるのかとか、病院にかかれなくなるのかという、そういう不安の声が多数を占めておりました。そういった面からも、是非この請願をこの委員会、太宰府市としても採択していただきたいということだけ重ねてお願いいたします。

委員長（中林宗樹委員） 委員の皆さんからご意見ありましたらお願いします。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） ただ今、藤井雅之議員から参考意見がございましたが、この内容につきましては私どももゆくゆく高齢者になるわけですけど、そういう観点から、なるほどと思う部分もございますが、現在、高齢化の進行による社会保障費の自然増が年々多額になっております。新聞の一説ではすでに抑制の限界にきているというように言われております。現在少子化に歯止めがかからない以上、その時代に生まれた子どもたちのために、また、健康保険制度の破綻を防ぐためには、一定の受益者負担は止むを得ないのではないかと考えます。

また、年々歳入が減額する本市の状況にあっては、一自治体としての厳しさを考慮しますと現状では容認できないものと判断いたします。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 政府も考えて、4月1日から後期高齢者医療制度を考えられたと思うのですが、県の広域連合に対して書かれている1番2番含めまして、法定の減免以外に広域連合独自で減免する制度等を、検討するということになりますと、またお金も掛かることだと思います。それで、そのお金をどこから出さなければいけないのかということもございまして、県内の市町村の方にも負担がまた厳しくなって、財政もまた厳しい太宰府市でもありますので、今後、協力しあって連携し見守っていくしかないと思っております。

委員長（中林宗樹委員） ほかにご意見はございませんか。

それでは、協議を終わります。

討論はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 今、安部啓治委員、原田久美子委員から意見の表明がありましたけれども、やはり、請願趣旨の（２）に書いてありますように、無年金で収入ゼロの場合でも、月額１，４００円の保険料を払わないといけないという、その１，４００円以外にさらに病院にかかれば別途負担も掛かってきますので、そういった問題からもこの後期高齢者医療制度というのは問題点が多い制度ですので、国に対して当面中止ということと、併せて県の広域連合の方に減免制度の導入を含めまして、この請願の趣旨だけは何とか採択していただきたいということだけ一言お願い申しあげて討論を終わります。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論ございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。請願第３号 「後期高齢者医療制度に関する請願」を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 少数挙手 ）

委員長（中林宗樹委員） 少数挙手でございます。

したがって、請願第３号は、不採択すべきものと決定しました。

不採択 賛成 1 名、反対 4 名 午前11時27分

~~~~~

日程第10 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

委員長（中林宗樹委員） 日程第10、意見書第7号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を議題とします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。ご意見はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号 「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、意見書7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時28分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、全て終了しました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認めます。委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時29分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 20 年 2 月 26 日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹